



「新しい生活様式」が示されて1年以上が経過し、マスク姿やアクリル板、消毒液やオンライン会議など、非日常がすっかり日常の風景になってしまいました。高齢者以外のワクチン接種も本格的に始まりましたが、本来の日常に戻るにはまだまだ時間がかかりそうですね。

## ■2021 年度通常総会を開催しました

6月19日（土）10：00より、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、2021年度通常総会が開催されました。今年も昨年同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模を縮小し、書面による出席を中心とする総会運営としました。出席者数は99名（実出席18名、書面議決書による出席61名、委任状による出席20名）でした。また、初めてオンラインでの配信を試みました。



挨拶 吉岡和弘理事長

はじめに、司会の男澤拓氏より、総会成立が宣言され、続いて、吉岡和弘理事長より、「コロナ禍で人が集まることが難しい中、昨年より多くの会員に会場まで足を運んでもらった。また、オンラインでも参加してくれて嬉しく思う。適格消費者団体となり4年が経過し、初の差止請求訴訟で判決が出た。相手方が控訴したので裁判はまだ続くが、いろんな人の頑張りで活動を継続している。」と挨拶がありました。



議案提案の様子

その後、議長に個人正会員山田いずみ氏が選出され、小野寺友宏事務局長から一括して議案提案、続いて車塚潤監事より監査報告が行われました。意見や質問も出なかった為、採決に入り、全議案が賛成多数で承認採択されました。

2021年度は、適格消費者団体として期待される役割が発揮できるよう、情報収集・広報活動、検討委員会及び申入れ活動、組織・財政基盤の強化をはじめ、行政や他団体との協働をすすめること等を重点課題として活動することとしました。また、特定適格消費者団体をめざし、被害回復が必要な消費者被害実態の情報収集や活動の研究も継続して行っていきます。

また、本総会では、任期満了に伴う役員を選任が行われ、岩井幸子理事・高橋大輔理事が退任、男澤拓氏・佐々木菊恵氏が新たに理事に就任しました。総会後開催された理事会で、吉岡和弘理事長が理事長に互選されました。



車塚監事による監査報告



採決の様子

## 【提出議案】

第1号議案	2020年度事業報告承認の件	賛成多数で承認
第2号議案	2020年度決算報告承認の件	賛成多数で承認
第3号議案	2021年度事業計画決定の件	賛成多数で承認
第4号議案	2021年度活動予算決定の件	賛成多数で承認
第5号議案	定款の一部変更の件	2/3以上の賛成で承認
第6号議案	役員選任の件	賛成多数で承認
第7号議案	議案決議効力発生の件	賛成多数で承認

## 【2021年度～2022年度役員体制】

理事長	吉岡和弘
理事	磯田朋子、大西二郎、小笠原奈菜、男澤拓（新任）、小野田由季、小野寺友宏、河上正二、佐々木菊恵（新任）、鈴木裕美、高橋玲子、中里真、野崎和夫、畠山幸夫
監事	車塚潤、櫻井芳昭

## ■総会記念企画を開催しました

2021年度総会終了後、「株式会社防災センター差止請求訴訟判決報告&リレー報告」を開催しました。

第1部では、検討委員長の鈴木裕美理事より、株式会社防災センター差止請求訴訟判決報告がありました。

まず、訴訟の概要と判決について説明があり、続いて、被害実態と法的問題、提訴経緯、差止請求の内容と理由、判決結果への評価等についての報告がありました。また、控訴審が8月24日（火）10時30分から開催される旨告知がありました。

第2部では、オンラインで結んで、4名の会員より、リレー形式で活動報告がありました。

最初は、青森検討グループメンバーである花田勝彦弁護士より、青森県消費者協会事例検討委員会の活動紹介と、検討グループとして取組んだ青森県内の事案について報告がありました。

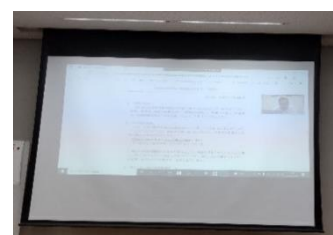
次に、消費者被害事例ラボの中心メンバーである福島大学准教授の中里真理事より、消ラボの成果「先端消費者法問題研究〈第2巻〉」の紹介がありました。

続いて、団体正会員の岩手県消費者団体連絡協議会事務局長である磯田朋子理事より、2020年度の主な取組みとして、消費者大会や学習会の開催、また、33市町村に対する消費者行政調査における適格消費者団体の認知度についても報告がありました。

最後に、団体正会員のNACS東北支部支部長である大西二郎理事より、「NACSビジョン2030」や「活動の3本の柱」等の紹介、講師派遣・啓発用YouTubeについての報告がありました。



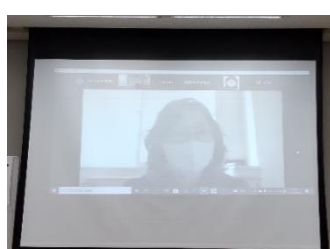
報告者 鈴木裕美理事



報告者 花田勝彦弁護士



報告者 中里真理事



報告者 磯田朋子理事



報告者 大西二郎理事

## ■ 検討委員会活動報告

消費者市民ネットとうほくの主な活動の一つに、検討委員会による差止請求関係業務等に対する調査・分析があります。検討委員会は、学者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの専門家から構成されており、ネットとうほくに寄せられた情報や資料などを確認・分析するなどして、事業者の問題点の把握し、対応方策を検討して、事業者に対する申入れや要請などの方針を立案しております。



委員会の開催は、概ね2ヶ月に1回で、毎回20～30件に及ぶ事案の審議を行います。最近開催された6月9日の検討委員会では30件の事案を扱い、10件の通知(申入れや照会等)の発出が承認されました。また、委員会開催の間もメーリングリスト等で事案に対する情報や意見交換を活発に行っております。

昨年(2020年)度は、年間6回の検討委員会を開催し、29の事業者に対して申入れ等を行いました。また、青森県に検討グループを設置し、検討部門での組織の強化をはかりました。

昨年度の実績としては、外国為替証拠金取引を行う事業者の約款に消費者契約法第8条1項に反する条項がみられたことから是正を申入れ改善された事案、霊園運営事業者との契約における解約後の返金について消費者契約法第9条1号に反する条項がみられたことから是正を申入れ改善された事案、健康食品販売業者が使用する契約書の瑕疵担保責任について消費者契約法第10条に反する条項がみられたことから是正を申入れ改善された事案など、成果が認められる事案もたくさんありました。

ネットとうほくの活動の成果は、ホームページの「申入れ等活動」に掲載しておりますので、是非ご覧ください。

## ■ 2021年度第1回消費者被害事例ラボ(消ラボ)を開催しました

5月13日(木)18時30分から、仙台弁護士会館において、2021年度第1回消ラボを開催し、Zoomでの参加も含めて22名が参加しました。

今回は、「コロナの感染流行と消費者問題」をテーマに、福島大学の山崎暁彦准教授が講義を行いました。



講師 山崎暁彦准教授

新型コロナウイルスの流行によって、①債務不履行に基づく損害賠償請求と②キャンセル料の取り扱いが問題となりえます。具体的には新型コロナウイルスの流行が「不可抗力」に当たるかどうか、近時の民法(債権法)改正の趣旨も踏まえた講義がなされました。

まず、コロナ禍の消費者問題の特徴として、発生地域が広範であること、契約締結時で予見可能性の評価が異なってくること、履行及び受領が不能であるかにつき個人により判断が大きく分かれること等が挙げられるとの報告がありました。

また、特にそもそも自己都合ではないキャンセルに消費者契約法の適用がなされるか、コロナ禍のキャンセルがなされるとして、平均的な損害の額(消契法9条)の算定に影響があるか等の検討結果について講義がありました。

その後の意見交換では、誰がキャンセルを言い出したかで結論がかわるべきではない、といった意見や、旅館業法等では感染症にかかっている場合には宿泊を拒絶できるとの規程から、キャンセル料との兼ね合いはどうなるのか、などといった問題提起が出されました。

次回は7月15日(木)18時30分から、「キャッシュレス決済関係の消費者問題の事例」というテーマで、岩手県立大学の窪幸治教授が担当して開催します。

## ■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員の山崎暁彦福島大学准教授です。

コロナ禍により、昨年度、福島大学でも、とくに前期は、全面、遠隔授業となった。当時、講義準備に四苦八苦したことを覚えている。

今年度も、各教室の定員は、ソーシャルディスタンス確保のため、半分となり、受講者数の多い科目は、遠隔授業になっている。対人距離に関わる心理学用語ではなかったか、とも思うが、感染症対策というのでは是非もない。いわゆる教授会を始め、会議もリモートで行われ、デジタル弱者のみが臨場して、ガランとした会議室で、自らの脆弱性を痛感させられる。

他方で、他の教員は、さまざま工夫し、授講されていたようである。対面授業と比較しての満足度を問うアンケートはなされていないが、デジタルネイティブな学生の受けも悪くはない。教員側からも、推す声が多い。なるほど、お互い時間割に縛られず、繰り返し聴講でき、ハイパーテキストならではの学習効果があろう。

しかし、である。強がりと言う訳ではないが、大学の講義というのは、十年一日なものなのだ。ソクラテスメソッドによる授業を断念しているではないか。ドイツ語の「講義」の語源は、(唯々)原稿を読み上げること、である。イギリスの歴史法学者、ヘンリー・メインの名講義は、後に書籍となっているが、多くの教員は、前日に書籍から仕入れたような知識を語っているにすぎないのである。そのような保守的な視点からは、講義は、やはり対面授業に限る。その理由は、2つ。1つは、視線による緊張感、もう1つは、学生同士の私語である。

先ず、Web会議システムによる授業は、カメラ越しのため、視線が合わない。アイコンタクトによる講義内容の修正・相互の緊張感が生まれないのである。そして、遠隔授業内では、学生同士の私語による相談ができない。「学友」と送るキャンパスライフは、直截的な効果の有無に拘わらず、とても大切なことだと思う。

……アナログ時代は遠くなりにはけり。あれこれ思巡しながら、ぼやいてみる。しかし、まあ、今は仕方がない。学生の安全が最優先なのだから。



「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら  
一人で悩まず



消費者庁  
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188（局番なし）にすぐ電話！  
～お近くの消費生活相談窓口に繋がります～

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.